

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 尼崎市児童相談所設置基本計画の策定

局課名： こども青少年局 子どもの育ち支援センター 児童相談所設置準備担当

施策の目的

児童に対して切れ目のない貫いた支援を行っていくため、本市に児童相談所を設置することとし、子どもの育ち支援センター「いくしあ」の寄り添い型支援と児童相談所の介入機能の役割分担のあり方や、人材確保・育成の方策、一時保護所の施設整備等について考え方をまとめた「尼崎市児童相談所設置基本計画」を策定します。

現状・背景

○尼崎市では、児童虐待に関する相談が年々増加してきており、平成27年度から令和元年度の支援が必要な子どもに関する相談件数は4年間で約1.5倍となっています。

■支援が必要な子どもに関する相談件数
(要保護児童対策地域協議会管理ケース) (単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R元
児童虐待	1,752	2,262	2,321	2,505	2,605
身体的虐待	501	413	340	376	380
ネグレクト	734	1,355	1,544	1,699	1,824
心理的虐待	498	483	431	425	395
性的虐待	19	11	6	5	6

○児童虐待防止対策をより効果的に進めていくためには、市民に最も近い基礎自治体の強みである予防的アプローチを強化することで、児童相談所の介入が必要なケース自体を減少させるとともに、一時保護等から児童が家庭に復帰した後の安定した生活を支援すること等を目的として、令和元年10月に子どもの育ち支援センター「いくしあ」を開設しました。

課題

○本市の児童虐待等により効果的に対応していくにあたっては、基礎自治体の強みを活かし、1つの自治体で地域資源を活用した切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。
○一時保護については、児童の安心・安全を保障するため、必要な量とよりよい機能を確保する必要があります。

施策の策定にあたっての考え方

尼崎市子ども・子育て審議会等の有識者や病院・警察・支援機関等の関係機関等の意見も踏まえ、以下の項目を主な視点として策定します。

- 子どもの育ち支援センター「いくしあ」を既に運営している尼崎市の強みを活かした、尼崎市らしい児童相談所の設置
- 児童一人ひとりに対する十分な支援ができる専門性の確保と必要な人材の確保・育成
- 子どもが安心して自分らしくいられるための一時保護所のあり方

意見を聴取するポイント

- 尼崎市が設置する児童相談所に期待する役割・機能
- 児童の安全性と子どもの権利がともに保障される一時保護所のあり方

市民意向調査(ステップ2)の実施手法

- 実施手法
児童福祉に関する支援機関、児童相談所の関係機関(児童養護施設等)等の意見聴取
- 実施時期
令和3年6月から8月

お問い合わせ先

こども青少年局子どもの育ち支援センター児童相談所設置準備担当
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番6号
電話番号(TEL)06-6423-7008
ファクス(FAX)06-6409-4298
メールアドレス(Eメール) ama-jiso-setchijumbi@city.amagasaki.hyogo.jp